

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第51回）議事録

1 日時 令和元年12月6日（金） 15:30～16:15

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、岡田 羊祐、
熊谷 亮丸、知野 恵子、森川 博之（※）（以上6名）

※森川 博之委員はWeb会議システムにより出席

（2）総務省

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（総合通信基盤局長）、竹村 晃一（電気通信事業部長）、

今川 拓郎（総務課長）、山崎 良志（事業政策課長）、

富岡 秀夫（事業政策課市場評価企画官）、

大内 康次（事業政策課調査官）、

西浦 智幸（事業政策課ブロードバンド整備推進室長）

大村 真一（料金サービス課長）、中村 朋浩（料金サービス課企画官）、

福島 千枝（データ通信課企画官）、

中村 裕治（電気通信技術システム課長）、

佐伯 宜昭（電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長）、

廣瀬 照隆（電気通信技術システム課番号企画室長）、

梅村 研（消費者行政第一課長）、中溝 和孝（消費者行政第二課長）

（3）事務局

後潟 浩一郎（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

報告事項

① 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証について

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

② 公共インフラとしての電話リレーサービスの検討状況について

開 会

○山内部会長　ただいまから、第51回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

出席状況でございますが、本日は委員8名中6名が出席しております。したがって、定足数は満たしております。また、森川委員につきましては、ウェブ上で出席されるということになっております。

それでは、手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

報告事項

①電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証について

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

○山内部会長　本日の議題は、報告事項2件となっております。

それでは、まず初めに諮問第25号、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証についてでございます。

本件につきましては、前回この部会でご了承いただいた最終答申（案）について意見聴取を行ったところでございます。この意見聴取の結果について、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会事務局において、考え方の案をまとめていただいたということでございます。

それでは、特別委員会の事務局から報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山碕事業政策課長　事務局でございます。資料51-1-2をご覧ください。最終答申（案）に対する意見招請の結果でございます。33の法人・団体及び個人から意見をいただきました。意見提出者は表紙に記載のとおりでございます。この資料のとおり、大変多くのご意見をいただきましたので、各意見の要旨を冒頭に付してございます。主なものにつきまして、意見の要旨と、それに対する考え方のポイントをご紹介しますと思います。

まず、2ページをご覧ください。「はじめに」でございます。総論に関するご意見と

して、3ページをお開きください。1－3でございます。固定電話を主に念頭に置いた現行の法体系は、多種多様な情報通信サービスを提供する事業者が存在する現状にはそぐわないため、長期的な見直しの検討が必要。LINE様のご意見です。

右側に考え方の案を記してございます。「答申案に示した各課題への対応の在り方においては、柔軟な政策的対応の必要性を強調しているところです。電気通信事業を巡る環境変化を的確に捉えつつ、いただいたご意見も参考に、中長期的な対応の方向性が今後具体化されることが必要と考えます」としております。

同じく3ページの1－5でございます。電話時代の競争環境を前提とした規制の廃止についても検討すべき、NTT東・西様からのご意見です。

考え方としまして、「御意見にある各事項については、今後、環境の変化を踏まえ適時適切に検討されることが必要と考えます」としております。

4ページ以降が第1部ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の具体的方向性に関するご意見です。

5ページをお開き下さい。第2章、基盤整備等における政策の具体的方向性、第1節、電話サービスの持続可能性の確保についてでございます。

基本的な考え方に関するご意見で、6ページをお開きください。2－1－3でございます。他者設備の利用について、個別事案ごとの認可とすることを明記すべき。ソフトバンク様のご意見です。

考え方でございますが、「認可を具体的にどのような単位で行うかという点については、総務省において総合的に検討した上で適切に制度整備を行うことが適当と考えます。このため、原案のとおりとします」としております。

7ページをお開きください。他者設備の利用を認める範囲に関するご意見で、2－1－6です。被災時における固定電話の迅速な復旧に他者設備を利用する場合、復旧後の継続利用を可能とすべき。NTT持株、東・西様のご意見です。

右側に考え方がございます。「答申案に示したとおり、他者設備の利用は真に必要・合理的と認められる場合に限られるべきであることから、被災時における他者設備の利用については一時的なものにとどめることが適当と考えます」としております。

2－1－7をご覧下さい。被災時における固定電話の迅速な復旧に他者設備を利用する場合、復旧後の継続利用を認めるべきではない。KDDI様、ソフトバンク様のご意見です。

まとめでございますが、考え方を右側に記しております。「被災時における他者設備の利用については、先ほどご紹介しました考え方2-1-6のとおりです。また、修正に関するご意見については、報告の本節3（1）において、他者設備の利用を例外的に認めるに当たっての『基本的考え方』を明確に示しておりますことから、原案のとおりとすることが適当」としております。

9ページをご覧ください。安定的なサービス提供の確保に関するご意見で、2-1-8です。他者設備を利用した電話サービスの安定性を確保するための詳細な担保措置が必要。KDDI様、ソフトバンク様のご意見です。

考え方としまして、「仮に他者設備が利用できなくなった場合には、NTT東・西の責務を踏まえれば、自己設備を設置して電話サービスを継続的に提供することが求められることは明らかなです。その他の安定的なサービス提供の確保に必要な措置については、総務省において総合的に検討した上で適切に制度整備を行うことが適当」としております。

10ページをご覧ください。サービス品質の確保に関するご意見です。2-1-9ですが、現行の固定電話を利用して提供されている付随サービスの利用の確保等、最大限、利用者保護に努めることが必要。KDDI様のご意見です。

考え方としまして、「固定電話を利用して提供されている付随サービスの利用可能性については、NTT東・西において利用者目線に立った改善の取り組みを不断に講じていくこと、また、利用者に対し十分な説明を行うとともに、代替手段の確保等に努めることが必要」としております。

下段、公正競争環境の確保に関するご意見です。2-1-11をご覧ください。公正競争環境の確保の観点から、他社設備の調達において、地域単位での公募の実施、十分な公募期間の確保等の措置が必要。KDDI様のご意見です。

考え方としまして、「NTT東・西による他者設備の利用が、固定・移動通信市場の公正競争環境に対して影響を及ぼさないよう、総務省において適切に制度整備を行うことが適当」としております。

14ページをご覧ください。第2節、新たなサービスの利用可能性の確保についてです。まず、目指すべき全体の方向性に関するご意見です。2-2-1をご覧ください。新たなサービスの利用環境の確保については、社会や市場の環境変化、負担等を踏まえた国民的な議論が必要。NTT持株、東・西様のご意見です。

考え方としまして、「別途検討体制を設け、多様な関係者の意見を踏まえながら検討を進めていくことが適当」としております。

17ページをご覧ください。予算施策等を活用した支援の在り方に関するご意見、2-2-5です。民設民営方式で整備を行う場合も、一般的に自治体の財政負担が大きいことから、答申案において「財政負担が大きく軽減される」との記述は不適當。鹿児島県情報政策課様からのご意見でございます。

このご意見につきましては、考え方、第2段落にありますとおり、「いただいたご意見を踏まえ、実態に即した表現として、次のとおり修文することといたします」。具体的には、18ページをご覧ください。答申案で言いますと25ページに該当しますが、「一般的に、③『民設民営方式』においては、民間事業者が設備の整備、維持管理、更新等を担うことから、自治体等の維持管理等に係る財政負担が軽減されることに加えて、災害時における柔軟かつ迅速な復旧対応、効率的な整備・運営が図られることが期待される」と修文することといたします。

18ページ下段です。ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に位置づけることを見据えた制度的検討、まず交付金制度の在り方に関するご意見です。19ページをご覧ください。2-2-9ですが、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスについて、NTT東・西にのみラストリゾート事業者の責務を課すべきではない。NTT東・西様のご意見です。

考え方としまして、「ラストリゾートに関する論点は、新たなサービスの利用可能性を確保するための制度の在り方を検討する上で重要なものであり、今後、多様な関係者の意見を踏まえながら検討されることが適当」としております。

20ページをご覧ください。2-2-10です。KDDI様から、こちらはユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスについて、NTT東・西が負うべき責務の在り方を検討すべきというご意見です。考え方としまして、今申しあげました考え方2-2-9と同様でございます。

21ページをご覧ください。負担金の拠出の在り方についてのご意見で、2-2-12をご覧ください。交付金及び負担金を最小限にすることを明確化するため、答申案に追記すべき。ソフトバンク様のご意見です。

考え方としまして、「検討に当たり必要となる具体的な試算について、まずは客観的なデータに基づいて行われることが適当と考えます。このため、交付金の規模について

具体的な試算を進めるとともに、その結果や上記の課題及び意見を踏まえつつ、具体化に向けた検討を行うことが適当であると記載しているところであり、原案のとおりとすることが適当」としております。

続きまして、23ページをご覧ください。第3章、グローバル課題への対応における政策の具体的方向性、第1節、電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保についてです。

まず総論に対するご意見です。3-1-1です。これはまとめてご紹介しますが、我が国の利用者にサービスを提供する国外事業者に対しても電気通信事業法の規律を適用することに賛同。NTT持株、東・西様、ソフトバンク様、オプテージ様、日本電気様のご意見です。

考え方といたしまして、「賛同のご意見として承ります」としております。

24ページをご覧ください。3-1-4です。外国のOTTサービス提供者に対する「域外適用」の導入に反対。国際的な政策の調和と電気通信事業法の規制緩和を検討すべき。在日米国商工会議所様のご意見です。

考え方としまして、「我が国の利用者の利益を適切に保護するため、国内事業者と同等のサービスを提供している国外事業者に対しても、電気通信事業法の規律を適用することが適当。国際的調和の在り方については重要であり、各国が設ける規律が錯綜しかねないことから、答申案に示したとおり、外国規制機関との対話や多国間の枠組みの活用等を通じて議論していくべきと考えます。国外事業者に対する規律の実効性を担保するための方策について、他の法令における規定も参考にしながら検討されることが適当であり、国内における代表者又は代理人の指定は、その一例と考えられます。国外事業者に対して、国内事業者に比べて不利でない待遇を与えるものであれば、関連する国際協定に違反する措置ではないと考えられます。EUのGDPRや韓国の情報通信網法といった外国の法令においておいても、国外事業者に対する代理人選任義務が設けられているところですが、国際協定との整合性は重要な論点であると考えており、今後の検討においての参考とされることが適当。規制緩和の検討に関するご意見については、今後イノベーションと利用者利益等のバランス確保に引き続き留意した具体的な規律の検討に当たり、参考とされることが適当」としております。

26ページをご覧ください。3-1-5につきまして、メッセージアプリに適用されるルールについて、欧州電子通信コード内容を考慮し、国際的な調和を追求すべき。

Facebook Inc. 様からのご意見です。

これについての考え方ですが、国際的調和の在り方については、今申し上げました考え方3-1-4と同様でございます。

29ページをご覧ください。適用を検討すべき電気通信事業法の規律に関するご意見です。3-1-7につきまして、「通信の秘密」の要件は諸外国に例がなく、その範囲も必ずしも明確ではないため、現行の規制を外国事業者に適用すべきではない。在日米商工会議所様、Facebook Inc. 様のご意見です。

考え方としまして、「通信の秘密の保護に類する規律は諸外国にも存在し、我が国ではガイドラインにおいて、通信の秘密の要件や範囲に関する考え方が示されていることから、ご指摘は当たらない」としております。

32ページをご覧ください。第2節、ネットワーク仮想化等の技術革新への対応に関するご意見です。3-2-3です。より柔軟なネットワーク利用を可能とする機能について、APIのオープン化や標準化等を進めるべき。ソフトバンク様、テレコムサービス協会様のご意見です。

考え方としまして、「今後の検討において参考とされることが適当」としております。

33ページ、3-2-4です。電気通信設備の構築におけるクラウド利用に関する考え方の整理が必要。ソフトバンク様のご意見でございます。

考え方としまして、「革新的技術の活用は、様々な価値創造を可能とするものとして促進されるべき一方で、これによるネットワーク構造等の変化に伴い、利用者利益の確保をはじめ様々な観点から必要なルールの適用等が求められるところ、いただいたご意見は今後の検討において参考とされることが適当」としております。

34ページ、第3節、我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備に関するご意見です。通信事業者における調達力強化を通じた投資の促進ということで、3-3-3をご覧ください。公正競争を阻害しない範囲で例外的にNTT東・西の共同調達を認めることに賛同。NTT持株様のご意見です。

考え方としまして、「賛同のご意見として承ります。」としております。

35ページでございます。3-3-4です。NTT東・西の共同調達が認められるとされるに至った背景の変化を具体的に示すべき。ソフトバンク様のご意見です。

これにつきましては、ご指摘を踏まえ、答申案に注釈を追加することといたします。答申案では52ページでございますが、追加部分、右側のところに書いてございますと

おり、NTTグループ各社の調達額に占めるNTT持株及び東・西の調達額の割合の推移、それからNTT持株及び東・西の調達額自体の推移、これに関する注釈を記載のとおりに追加することとしております。

なお、今申し上げました調達額のデータは、8月8日に開催いたしました特別委員会の第2回グローバル課題検討ワーキンググループにおいて、構成員限りという扱いでNTTから示されたものでございますが、今般同社の了解を得て注釈に追加することにしたものでございます。

35ページ、3-3-5でございます。NTT東・西の共同調達については公正競争環境の確保に相当の配慮が必要であるにも関わらず議論不十分。仮に許容するとしても公正競争確保のための追加的措置が必要。KDDI様、ソフトバンク様、オプテージ様のご意見です。

考え方としまして、「NTTグループの共同調達に係るルールの趣旨を引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資すると考えられ、これを公正競争の観点のみから一律認めないことは利用者利益等を損なうものであり、適当ではない。したがってNTTグループにおいては、電気通信事業法等における公正競争を確保するための規律を遵守するために必要な措置を講ずることにより、公正競争を確保することが求められます。こうしたことを踏まえ、NTTグループの共同調達の実施に当たっては、総務省において、必要となる措置に関する考え方を明確化するとともに、定期的な報告を求め、検証の結果、公正競争に支障があると認められる場合には、日本電信電話株式会社等に関する法律及び電気通信事業法の規律に基づき業務の適正化を図ることが適当」としております。

39ページ以降に、ローカル5Gの普及促進に向けた制度整備に関するご意見をいただいております。40ページ、3-3-9をご覧ください。ローカル5GにおけるNTT東・西とNTTドコモの連携は、公正競争上の問題があるため、制度的措置が必要。KDDI様、ソフトバンク様のご意見です。

考え方としまして、「答申案に示したとおり、公正競争上の課題に留意しつつローカル5Gの普及促進に向けた適切な制度整備を行うことが適当。一方で、公正競争上の課題としてご指摘いただいた点については、サービスの提供形態などを踏まえて個別に判

断すべきものであり、ローカル5Gにおける具体的なニーズやサービス内容が明らかになっていない現時点において一律に規律を示すことは困難。このため、総務省においては、ローカル5Gに係る制度の運用に当たり、いただいたご意見も参考に、NTTの移動体通信業務の分離やNTT再編成の趣旨が形骸化しないよう適切な対応を行うとともに、答申案に示したとおり、制度整備後の普及状況や公正競争環境への影響等をフォローアップし、必要に応じ見直しを検討することが適当」としております。

45ページをご覧ください。IoTの進展を踏まえた禁止行為規制等の適切な運用に関するご意見、3-3-11です。通信モジュールの範囲について、実態等を踏まえた整理等を図ることに賛同。NTTドコモ様からのご意見です。

考え方としまして、「賛同のご意見として承ります。」としております。

3-3-12をご覧ください。通信モジュールビジネスにおいてNTTグループ内の連携が進展するおそれがあるため、通信モジュールの範囲を整理した場合の公正競争環境への影響等について議論が必要。KDDI様のご意見です。

考え方としまして、「総務省『電気通信事分野における市場検証年次レポート』において検証の結果、競争事業者からは禁止行為規制の緩和によって競争上の弊害が生じているといった指摘は見られなかったほか、通信モジュールの卸契約数におけるNTTドコモのシェアを見ると、KDDI、ソフトバンクと比較して極めて小さいこと等を踏まえ、NTTドコモの市場支配力が強化されたことがうかがえる事情は認められない。以上を踏まえれば、現時点においていただいたご意見のような公正競争上の問題は顕在化していないと考えられます。一方でIoTの進展に伴う異業種連携は、今後本格化する分野であることから、総務省においては、引き続き移動系通信分野の各市場における競争状況を注視することが適当」としております。

48ページ以降が、第4章、次世代競争ルールにおける政策の具体的方向性でございます。第1節、他者設備の利用とルールの見直しに関するご意見です。4-1-1です。他者設備の利用とルールの見直しの方向性に賛同。日本インターネットプロバイダー協会様のご意見です。

考え方としまして、「賛同のご意見として承ります。答申案において、公正競争上の観点から接続・卸役務双方について更なる措置を講ずることが考えられると示しているとおり、事業者間での協議の状況も踏まえながら、総務省において必要な検討を進めていくことが適当」としております。

50ページをご覧ください。4-1-4です。卸役務における規制は必要。ただし、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備は区別して検討すべき。KDDI様、ソフトバンク様のご意見です。

まとめて考え方を右側に記してございます。「指定設備の利用に当たっては、厳格なルールが適用される『接続』と、原則非規制の『卸役務』が存在し、両者が併存することで、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られています。しかしながら、『接続』による代替が実質的に困難な場合には、不利な契約条件等で指定設備を利用せざるを得ないこととなります。こうした指定設備の利用における交渉上の地位の優劣は、不可欠性を理由とする第一種指定設備のみならず、第二種指定設備であっても不可避免的に生じるため、答申案に示したとおり、現行の制度を見直して、公正競争を確保する必要がある」としております。

51ページ真ん中をご覧ください。4-1-5です。光サービス卸の提供条件等について新たな規制の強化は不要。NTT持株、東・西様のご意見です。

考え方としまして、「答申案に示したとおり、現行の制度を見直して、提供条件の適正性と柔軟な設備利用のバランスを確保し、公正競争を確保する必要があると考えており、必要な公正競争上のルールを総務省の研究会等において検討していくことが適当」としております。

55ページをご覧ください。第2節、市場の融合とルールの見直しについてです。新たな市場支配力の考え方に関するご意見、4-2-1です。「サービス／機能」自体が有する市場への影響力が今後一層拡大した場合、もはや「設備」はサービスを構成する一要素に過ぎないため、現行の「設備」に着目した指定電気通信設備制度等は廃止すべき。NTT東・西様のご意見です。

考え方としまして、「5G等の進展においては、基地局の整備等に必要なアクセス網への依存度が高まると考えられるほか、5G時代のサービスにおいて重要な役割を担う新たな設備の登場が想定される等、「設備」の重要性が一層高まると想定されることから、現行の競争ルールにおける「設備」に着目した市場支配力の考え方は引き続き維持することが適当」としております。

56ページをご覧ください。「設備」に着目した市場支配力の可能性とルールの方向性に関するご意見、4-2-3です。5G基地局の整備において重要となるフレキシブルファイバについて、提供条件の適正性等の確保が必要。KDDI様、ソフトバンク様

のご意見です。

考え方としまして、「答申案において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を把握していく必要性を示しており、フレキシブルファイバについては、適切な実態把握を行い、総務省において必要なルールの検討を進めていくことが適当」としております。

60ページをご覧ください。「サービス／機能」に着目した市場支配力の可能性とルールの方向性に関するご意見、4-2-10です。現行の「設備」に着目した市場支配力の考え方は維持しつつ、「機能／サービス」にも着目した市場支配力の考え方を導入すべき。オプテージ様、テレコムサービス協会様のご意見です。

考え方としまして、「基本的に賛同のご意見として承ります。」としております。

62ページ以降が、第2部、個別の政策課題に関するご意見です。以下、主なものを抜粋していきます。

63ページをご覧ください。第1章、モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言に関するご意見、意見1-2です。改正法施行前後の市場の状況を確認することに賛同、問題が確認された際には、解決に向けた速やかな取組を要望。オプテージ様、楽天モバイル様のご意見です。

考え方としまして、「賛同のご意見として承ります。総務省において新しい事業法に違反する事案に関し、十分な改善が図られるよう新事業法を適切に執行することが必要。また、総務省では施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、結果を踏まえて関係省令などの見直しの必要性について検討することとしており、総務省におけるこれらの評価・検証が適切に実施されることが望ましい」としております。

66ページからが第2章、モバイル市場の競争環境の確保の在り方に関するご意見です。72ページをご覧ください。2-11でございます。5Gの普及に向けた新たな制度の検討・運用にあたっては、イノベーションに係るインセンティブを損なう過度な規制を課すことがないよう配慮が必要。KDDI様のご意見です。

考え方としまして、「5G時代のネットワーク提供に係る課題については、モバイル市場の競争環境に関する研究会において必要な検討が行われる」としております。

続きまして、74ページ、第3章、消費者保護ルールの在り方に関するご意見です。77ページ一番下をご覧ください。3-12です。IoTの進展によりサービスが複雑化・多様化することを見据えた消費者保護ルールの検討を要望。ソフトバンク様からの

ご意見です。

考え方としまして、「答申案において、『今後、総務省においてI o Tサービスの実験や市場の動向等を精査した上で、消費者保護ルールの各規定について適用の要否等を検討・分析していくことが適当』としており、いただいたご意見も踏まえ、総務省において検討・分析を進めていくことが適当」としております。

79ページです。第4章、ネットワーク中立性の在り方に関するご意見です。88ページをご覧ください。4-15です。ゼロレーティングのようなサービス提供に関しては、競争上の公平性及びサービスの適正性を十分に監視する必要。今後も囲い込みのため類似サービスがリリースされる可能性があるため、第三者的な視点で公平性、適正性を十分吟味し研究整備する運用が必要、テレコムサービス協会様からのご意見です。

考え方としまして、「賛同のご意見として承ります。ご指摘の点については、総務省における今後の検討において参考とされることが適当」としております。

92ページ、最後の第5章でございます。プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方に関するご意見です。94ページをご覧ください。5-4です。端末情報の取り扱いに関する検討に当たっては、イノベーションの促進等を阻害しないよう配慮すべき。ソフトバンク様からのご意見です。

考え方でございますが、「今後、その技術的な特性や利用実態の把握を行い、ガイドラインの適用関係等の明確化を図ることが適当」としております。

ご紹介する最後のご意見、5-5です。オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応に関して、賛同。ただし、さらなる具体的な施策の検討に当たっては、エビデンスを収集・整理しながら国内外の関係者を巻き込んだ形で議論すべき。LINE様のご意見です。

考え方としまして、「賛同のご意見として承ります。また、いただいたご意見は今後の検討において参考とされることが適当」としております。

以上の考え方（案）に基づきまして、一部、最終答申（案）を修正、反映したものが、お配りしております資料51-1-1でございます。

以上、長時間にわたり恐縮ですが、説明は以上です。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明にあった意見招請に対する回答、それから2カ所最終答申の修正がございましたので、これについて皆さんからご意見を伺いたいと思います。い

かがでございましょうか。

○相田部会長代理 大変大部でございまして、これだけ意見が来たということは世間の関心も高いということで、本文中、まだまだ検討しないといけないということがいっぱいあったかと思っておりますので、引き続き適切に検討を進めていただければと思います。

○山内部会長 ありがとうございます。そのほかに発言ございますか。よろしいですか。

森川先生、いかがでしょうか。

○森川委員 ありがとうございます。今の相田先生のコメントと一緒に、ここまでいろいろなことをご検討いただいて、棚卸ししたことはすばらしいと思っています。これからいろいろと詳細な検討を進めていくことになろうかと思いますが、これからも期待していますという感想です。

○山内部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがですか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、本日ご感想もいただいたところでありますが、最終答申（案）につきましては、事務局からご説明があったとおり、本文の一部修正及び脚注の追加、これを行った上で、特段他の大きな修正は必要ないと理解しております。つきましては、本案を今月開催予定の情報通信審議会総会、ここにおいて、当部会から最終答申（案）として提案することとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山内部会長 ありがとうございます。それでは、ご了承いただいたこととして、そのように進めさせていただきます。

②公共インフラとしての電話リレーサービスの検討状況について

○山内部会長 引き続きまして、2つ目の報告でございしますが、公共インフラとしての電話リレーサービスの検討状況についてでございます。これも総務省からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○山崎事業政策課長 ご説明いたします。資料5 1-2をご覧ください。公共インフラとしての電話リレーサービスの検討状況をご報告させていただきます。先ほどご紹介しました包括的検証に関する制度化のタイミングとして並行いたしまして、現在この電話

リレーサービスの制度化についての準備・検討を進めているところでございまして、ご報告としてご紹介させていただきます。

1 ページをご覧ください。まず、電話リレーサービス（TRS）の概要でございます。聴覚障害者と耳の聞こえる方を通訳オペレーターが手話や文字と音声を通訳することによって、電話で即時双方向につなぐサービスでございます。下段にございまして、現在日本財団が電話リレーサービスのモデルプロジェクトをこのような形で提供されている状況にございます。

2 ページをご覧ください。その日本財団のモデルプロジェクトの紹介でございます。平成25年に始まりまして、現在に至るまでサービスの無償提供プロジェクトを実施されております。運営費用は年間2.8億円程度、また一部厚生労働省の補助金も約9,000万円出ております。

概要にありますとおり、登録された聴覚障害者約9,300人が利用されておられ、利用回数は毎月約3万1,000コール、延べ時間が9万9,000分であるとされております。

参考に、日本国内の聴覚障害者は34万人いらっしゃいますので、この電話リレーサービスのモデルプロジェクトを現在登録して利用されている方はその一部でございます。電話リレーサービス事業者は、民間会社が4社、情報提供施設が7団体ございまして、それぞれのサービスとして提供しているところでございます。

下段に図解がございまして、例えば左下に利用可能時間と書いてございまして、株式会社プラスヴォイスの場合ですと、午前8時から夜の21時までということで、日中の時間帯のみ提供されているということになってございます。

3 ページをご覧ください。こうした日本財団のモデルプロジェクトが提供されている中で、いろいろなプロジェクトの課題などが指摘され、また国会のご審議などもございまして、今年の1月から、「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」を立ち上げて、方向性を検討してきたところでございます。

このワーキンググループは、総務省と厚生労働省が共催しておりますデジタル活用共生社会実現会議のもとで開催しまして、緑色の線のとおり、1月24日に第1回を開催後、6月に第7回、取りまとめ案を提示し、先週11月25日に第8回で報告を取りまとめたところでございます。

4 ページをご覧ください。ワーキンググループの構成員でございますが、東京工業大

学名誉教授の酒井善則先生を主査といたしまして、そのほか事業者の方、研究者の方、日本財団の方、障害当事者の方等々、関係される各方面の方に構成員として参加いただき、またオブザーバーとして、通信事業者や現在モデルプロジェクトでサービスを提供されている事業者にも参画をいただいたところでございます。

5ページをご覧ください。ワーキンググループの開催スケジュールでございます。毎月ほぼ1回のペースで関係者からプレゼンをいただきまして、また、第6回のところがございますが、緊急通報受理機関、現在の日本財団のモデルプロジェクトではこの緊急通報が取り扱われておりませんが、こうした受理機関にもお越しいただきまして、消防・警察・海保などの実態をヒアリングしたところでございます。

6ページをご覧ください。先週の第8回で取りまとめられました報告の概要でございます。電話リレーサービスとは何かということを上段で改めてまとめてございます。

真ん中あたり、公共インフラとしてのサービス概要ということで、提供条件を3つ書いてございます。通訳方式は手話と文字の両方、手話から文字と音声の変換、文字と音声の変換、両方式を採用すること。24時間365日の提供時間を旨とする。耳の聞こえない人が負担される利用料金は、音声通話と同程度の従量制とすべきであること。この3つの条件が示されました。オペレーターの費用など負担については、3つの選択肢が示されましたが、その中でも③とあります音声サービスの利用者による負担、現在のユニバーサルサービス交付金制度と類似の制度を設けるべきではないかという報告がまとめられたところでございます。

今後の取組といたしまして、それぞれの課題ごとに実務者レベルの検討を行うべきであること、またこの提供に必要な制度整備を検討すべきであることが示されたところでございます。

これを受けまして、電話リレーサービスを可能なものから段階的に早期に実現するという、またワーキンググループの中で出たご意見ですけれども、電話リレーサービスと並行して、発達が進みます音声認識などの技術開発も車の両輪として進めるべきであるということで、方向性をいただいたところでございます。

7ページをご覧ください。今後のサービスの実現に向けた工程表でございます。上にありますとおり、公共インフラとしての電話リレーサービス、これから制度整備を黒い点線の矢印のとおり行って、今のところ令和3年度（2021年度）中にサービスを開始したいという想定で、24時間365日、緊急通報、双方向化を目標としておりま

す。

なお、一番下に日本財団により提供されているモデルプロジェクトがございますが、グレーの字で書いてありますとおり、日本財団では2021年3月31日にこのモデルプロジェクトを終了予定という方針を表明されておりますので、この終了日と公共インフラとしてのサービス開始の間に空白が生じないよう連携を進めていくということにしております。

最後、8ページ目でございます。現在検討中のこの電話リレーサービスに関する制度化のイメージでございます。ポイントを2つ。1点目は、国による基本方針を策定するというところで、総務大臣が厚生労働大臣と協議の上、電話リレーサービスの基本的方向性、また関係者が講ずるべき措置を基本方針で定めること。その中で、国、電話事業者、国民・民間事業者等、それぞれの責務を定めることを想定しております。

ポイントの2点目でございますが、費用負担に関しまして、電話リレーサービス提供事業者に対する交付金の交付制度を設けることを想定しております。電話事業者が拠出をいたしまして、徴収・交付を行う者を通じて電話リレーサービス提供事業者に交付金の交付を行います。電話リレーサービス提供事業者は、オペレーター業務など一部の業務を手話通訳事業者に委託することも可能となっております。徴収・交付を行う者及び提供事業者は、総務大臣の監督を受けるという構造の制度を今検討しているところでございます。

なお、この資料には書いてございませんが、現在の電話のユニバーサルサービス制度と同様に、交付金の拠出を行う電話事業者は、今のところその電気通信番号の使用数に応じた拠出とすることを想定しておりますけれども、電話サービスの利用者に対して、いわゆる転嫁を行うことも可能な制度にしたいと考えておりますので、そのような全体を含めて、今後制度化、詳細を詰めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○山内副会长　ありがとうございます。ということで、電話リレーサービスの検討状況ということでございます。報告事項でありますので、このご説明についてご意見、ご質問ということでご発言いただきたいと思います。いかがでございましょうか。どなたかいらっしゃいますか。

どうぞ、知野委員、ご発言ください。

○知野委員　需要に対して、かなりまだ未整備というか、これから広がっていくんだと

と思いますが、日本財団に委託してやっているという形だというご説明いただきました。
そうしますと、これからその任に当たるのは日本財団だけなんではないでしょうか。それとも新規参入する組織が出てくるという見通しの上での検討なんではないでしょうか。

○山碕事業政策課長 今後の見通しはまだ未定でございまして、これから希望される事業者や、関係されるところと少し相談を受けながら決めていきたいと思っております。

○知野委員 その辺の要件みたいなもの、事業者としての要件をこれから定めていかれるということですね。

○山碕事業政策課長 はい。事業者となるべき要件の主な骨格的なところは法律で規定をしたり、それから基本方針の中で規定したり、行政として必要な程度、制度の中で示していくことを考えております。

○知野委員 わかりました。

○山内部会長 よろしいですか。ほかにいらっしゃいますか。

森川委員は何かご質問ございますか。

○森川委員 大丈夫です。

○山内部会長 よろしゅうございますか。

閉 会

○山内部会長 もし特によろしければ、以上で本日の議題は終了ということになります。

続いて、もし委員の皆さんから何かご発言があれば承りますが、よろしいですか。

事務局から何かございますでしょうか。

○後潟管理室長 ございません。

○山内部会長 それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を申し上げます。

以上で閉会といたします。ご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。